

商標法改正草案 2023 年 1 月(意見募集稿) 部分仮訳

第一章 総則

(新設)第 2 条【党の指導】

商標業務は中国共産党の指導を堅持する。国は知的財産権強国の建設を推進し、知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスレベルを全面的に向上させ、商標制度が事業環境を最適化において重要な役割を十分に発揮し、中国製品の中国ブランドへの転換を促進させる。

第 4 条【商標】

本法でいう商標は、商品商標とサービス商標を含み、商品或いはサービスの出所を識別及び区別するために使用できる標識を言い、文字、図形、アルファベット、数字、立体標識、色彩の組合せ、音声或いはその他の要素、並びに上述の要素の組合せを含み、法に基づき商標登録出願することができる。

本法の商品商標に関する規定は、別段の規定がある場合を除き、サービス商標にも適用する。

(新設) 第二章 商標登録条件

第 14 条【登録条件】

登録出願商標は、顕著な特徴を有し、識別が容易で、公序良俗に反しないとともに、当事者が先に取得している合法的権利或いは権益と衝突してはならない。

別の規定がある場合を除き、同一出願人は同じ商品或いはサービスに同じ商標を 1 件のみ登録しなければならない。

(新設)第 21 条【重複登録禁止】

登録出願商標は、出願人が同一の商品に先に出願し、既に登録された、或いは出願日の 1 年前までに抹消公告、取消、無効宣告された先の商標と同じであってはならない。ただし、以下に掲げる状況或いは出願人が原登録商標の抹消に同意した場合を除く：

(1)生産事業の必要性から、実際に使用された先の商標に基づきわずかな改修を行い、出願人が違いを説明できる場合；

(2)出願人の責めに起因しない原因で、先の商標が更新できなかった場合；

(3)適時に商標の使用を説明できず、先の登録商標が取消されたが、当該先の商標は実際に使用されている場合；

(4)出願人の責めに起因しない原因で、先の商標が 3 年連続不使用取消手続きで使用証拠を提出できず取消されたが、当該先の商標は実際に使用されている場合；

(5)先の商標は当事者の先行権利或いは権益と衝突し無効宣告されたが、当該先行権利或いは権益が既に存在しない場合；

(6)他に商標登録出願を重複或いは再出願する正当な理由がある場合。

(新設)第 22 条【悪意商標登録出願】

出願人は以下に掲げる悪意の商標登録出願をしてはならない：

(1)使用を目的とせず、大量に商標登録出願し、商標登録秩序を乱す場合；

(2)詐欺或いはその他の不正な手段で商標登録出願した場合；

(3)国家の利益、社会公共の利益を損なう或いはその他の重大な悪影響を及ぼす商標登録出願をした場合；

(4)本法第 18 条、第 19 条、第 23 条の規定に違反し、故意に当事者の合法的権利或いは権益を損なう、或いは不当な利益を貪る場合；

(5)その他の悪意のある商標登録出願行為である場合。

第三章 商標登録出願

第四章 商標登録の審査及び認可

(新設)第 35 条【出願拒絶】

登録出願商標は、本法の関連規定に適合しない
 或いは審査を経て受理された商標登録出願が受理
 条件に適合しないことが発見された場合、国務院知
 的財産権行政部門は出願を拒絶し、これを公告しな
 い。

第 36 条【商標異議】

初級審査後公告された商標に対し、公告日から起
 算し 2 か月以内に、先の権利者、利害関係者は本法
 第 18 条、第 19 条、第 20 条第 1 項、第 23 条、第 24
 条、第 25 条の規定に違反すると認められる場合、或
 いは何人も本法第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 21
 条、第 22 条第 1 項と第 2 項、第 26 条の規定に違反
 すると認められる場合、国務院知的財産権行政部門
 に異議申立を提出することができる。公告期間が満
 了しても異議がない場合、これの登録を許可し、商標
 登録証を交付するとともに、これを公告する。

(新設)第 37 条【初級審査公告の取消】

商標認可登録前に、国務院知的財産権行政部門
 は、すでに初級審査し公告した商標登録出願が本法
 第 15 条の規定に違反することを発見した場合、当該
 公告を取消し、審査を再開することができる。

第五章 登録商標の無効宣告と取消

(新設)第 46 条【商標移転の処理】

国務院知的財産権行政部門は審理を経て、登録
 商標の移転を申立てる理由が成立し、かつその他の
 登録商標無効を宣告しなければならない事由が存在
 せず、移転しても混同或いはその他の悪影響を招き
 にくいと判断する場合、登録商標移転の裁定を下さ
 なければならない。無効宣告すべきその他の事由が
 存在する、或いは登録商標移転を申立てる理由が成
 立するといえども、商標移転が混同或いはその他の
 悪影響を招きやすい場合、当該登録商標を無効宣告
 する裁定を下さなければならない。

登録商標を移転する裁定が下された後、発効前に、
 商標登録者は当該商標を処分することはできない、
 ただし、当該登録商標の有効性を維持するために下
 された処分は除く。

第六章 登録商標の更新、変更、譲渡と使用許諾

(新設)第 58 条【商標の抹消】

商標権者がその登録商標の抹消を申請或いはそ
 の商標の一部の指定商品の登録抹消を申請し、国
 務院知的財産権行政部門の抹消の承認を経た場合、
 これを公告する。当該登録商標専用権或いは当該登
 録商標専用権の当該指定商品部分の効力は、公告
 の日から終了する。

第七章 商標の使用と管理

(新設)第 61 条【商標使用状況の説明】

商標権者は商標認可登録の日から起算し満 5 年
 後ごとの 12 か月以内に、国務院知的財産権行政部
 門に当該商標の査定商品の使用状況或いは不使用
 の正当な理由を説明しなければならない。商標権者
 は、上記の期間内の複数の商標の使用状況を集中
 的に説明することができる。

期限が満了しても説明がない場合、国務院知的財
 産権行政部門は商標権者に通知し、商標権者は通
 知を受領し日から起算し 6 か月以内に説明しない場
 合、当該登録商標を放棄したと見做し、国務院知的
 財産権行政部門は当該登録商標を抹消する。

国務院知的財産権行政部門は説明の真実性につ
 いてランダムに抜取り検査を行い、必要に応じて商標
 権者に関連証拠の補充を要求或いは地方知的財産
 権管理部門に監査を依頼することができる。抜取り
 検査を経て説明が真実でない場合、国務院知的財産
 権行政部門は当該登録商標を取消す。

(新設)第 63 条【団体商標、証明商標権者の義務】

団体商標、証明商標の権利者に以下に掲げる行
 為の何れかがある場合、商標法執行担当部門は期
 限を定めて是正を命じ、違法所得がある場合、違法

所得を没収する。是正を拒否した場合で、違法所得がある場合、10 万元以下の罰金を科し、違法所得がない場合、1 万元以下の罰金を科す。特に情状が重大な場合、国務院知的財産権行政部門は本法第 49 条の規定に基づき当該商標を取消することができる：

(1) 商標管理の義務を怠り、当該商標を使用した商品が使用管理規則の要件を満たさず、消費者に損害が発生した場合；

(2) 悪意により当事者が商標に含まれる地名、商品名称或いは種類を正当に使用することを阻止し、商標管理秩序を混乱させた場合；

(3) その他社会に悪影響を及ぼす場合。

(新設) 第 68 条【商標代理機構】

商標代理機構は市場主体登記機関を経て法に基づき登記された商標代理業務に従事する会社或いはパートナー企業であり、その 3 分の 2 以上の株主或いはパートナーは 3 年以上の就業経歴のある商標代理従業員、或いは法律職業資格、特許代理士職業資格或いは知的財産権士中級以上の職位を備えるとともに、国務院知的財産権行政部門に届出をしていなければならない。商標代理機構が弁護士事務所である場合、国務院知的財産権行政部門に届出をしていなければならない。

商標代理機構が前項の規定に違反した場合、国務院知的財産権行政部門は是正を命じる。是正を拒否し、情状が重大な場合、商標法執行担当部門はこれに警告し、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。国務院知的財産権行政部門はその商標代理業務の受理停止を決定することができ、これを公告する。

第八章 登録商標専用権の保護

(新設) 第 78 条【商標権侵害公益訴訟】

登録商標専用権を侵害する行為が国益或いは社会公共の利益を損ない、登録商標専用権者或いは利害関係者が提訴せず、商標法執行担当部門も処理していない場合、検察は法に基づき登録商標専用権侵害行為について人民法院に提訴することができる。

(新設) 第 83 条【悪意のある先取りの民事賠償】

本法第 22 条第 4 項の規定に違反し、悪意で商標登録出願し当事者に損害をもたらした場合、当該当事者は人民法院に提訴し、損害賠償を請求することができる。賠償額には、少なくとも当該当事者が悪意の商標登録行為を阻止するために支払った合理的な支出が含まれなければならない。

本法第 22 条第 3 項の規定に違反し、悪意で商標登録出願し国家の利益、社会公共の利益を損ね或いは重大な悪影響を及ぼした場合、検察機関は法に基づき悪意の商標登録出願行為に対し人民法院に訴訟を提起する。

(新設) 第 87 条【信用監督管理】

本法の規定に違反し行政処罰を受けた場合、処罰を下した部門は信用記録に記入するとともに、関連法律、行政法規の規定に基づきこれを公示する。

(新設) 第九章 商標の使用、役務と商標ブランド構築の促進

(新設) 第 91 条【ブランド戦略と公共サービス】

国は商標ブランド戦略を実施し、商標ブランドの構築を推進し、有名商標ブランドの育成を推進し、ブランド経済の発展を促進する。

国は商標公共サービスシステムの構築を強化し、商標情報の普及利用を推進し、商標公共サービス能力を持続的に向上させる。

(新設) 第 92 条【政府責任】

県クラス以上の人民政府は商標ブランド業務を国民経済と社会発展に関する計画に組み入れ、科学的で合理的な政策措置を制定し、商標ブランドの育成、保護と運用を積極的に指導するとともに、これに必要な保障を提供しなければならない。

(新設) 第 93 条【商標ブランド構築措置】

国は商標ブランドの各当事者主体が以下に掲げる措置を実施し商標ブランドの構築を推進することを奨

励する:

(1) 社会公衆商標ブランド意識を高め、商標使用の方向性を強化する;

(2) 商標ブランド管理能力を向上させ、商標ブランド価値の実現を促進する;

(3) 商標ブランド文化を掘り起こし、優秀な商標ブランドを紹介展示する;

(4) 商標ブランドの人材育成を強化し、ブランドサービス機構と従業員の専門能力を向上させる;

(5) 商標ブランドの研究、評価、監視を強化し、科学的な商標ブランド評価システムを構築する;

(6) その他の商標ブランド構築の推進措置を組織的に実施する。

(新設)第 94 条【地域ブランド】

国は地域ブランド構築の推進を奨励し、団体商標、証明商標制度の役割を十分に発揮し、特色が鮮明で競争力が強く、市場の信用が良好な地域ブランドを構築し、地域と産業経済の発展を促進する。

(新設)第 95 条【スマート化構築、商標情報共有の強化】

国務院知的財産権行政部門は情報化、インテリジェント化の構築を強化し、商標情報の共有を推進し、電子出願、電子送達、電子証拠、電子登録証、電子文書、電子ファイル(電子登録簿)に関する規則を完全なものにし、商標業務運営の電子化と利便性のレベルを向上させなければならない。

注意: 本翻訳は原文に忠実に日本語訳した仮訳であり、誤訳や解釈などによる責任や損害を負うものではありません。不明な点などについては、以下のサイトで原文をご確認ください。

参照サイト: https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html

(新設)第 96 条【情報公開義務】

国務院知的財産権行政部門は商標公共サービスプラットフォームの構築を強化し、商標情報を完全、正確、適時に公開、商標基礎データを提供し、商標情報の有効利用を指導、促進しなければならない。

(新設)第 97 条【商標ファイル】

国務院知的財産権行政部門は商標登録ファイル業務を強化し、商標登録ファイル管理の標準レベルを持続的に向上させなければならない。

第十章 付則

(新設)第 99 条【公式標識届出】

中央国家機関、軍隊、政党、全国的人民団体などが使用する以下の標識は、国務院知的財産権行政部門に公式標識を登録することができる。登録出願商標が届出された公式標識と同じ或いは類似している場合、本法第 15 条の規定に基づき却下し、使用を禁止しなければならない。

(1) 機関名、標識、所在地特定地点の名称或いは標識の建築物の名称、図形など;

(2) 実施制御明示、これを保証する公式標識、検査印など。

国務院知的財産権行政部門は中華人民共和国が締結或いは参加する国際条約に従い国際間の公式標識の保護事務を処理する。

(新設)第 100 条【審査審理指南の制定】

国務院知的財産権行政部門は本法と商標法実施条例に基づき商標審査審理指南を制定する。